



# 鳥取県公報

平成14年6月14日(金)  
第7391号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定 (337) (福祉保健課) ..... 1
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (338) ( " ) ..... 2
	生活保護法による薬局の廃止の届出 (339) ( " ) ..... 2
	生活保護法による指定医療機関の指定の辞退 (340) ( " ) ..... 2
	保安林の指定の解除 (341) (森林保全課) ..... 3
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (342) (住宅環境課) ..... 3
公 告	改良普及員資格試験の実施 (農政課) ..... 4

## 告 示

### 鳥取県告示第337号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年6月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団清水皮膚科形成外科医院法勝寺内科クリニック	西伯郡西伯町大字法勝寺398	平成14年2月1日
岡本医院	東伯郡大栄町大字由良宿552 - 2	平成14年4月1日
医療法人社団伯耆厚生会九里クリニック	西伯郡日吉津村大字日吉津1452 - 3	"
ふくいちクリニック	米子市福市1668 - 7	"
メディカルストレスケア飯塚クリニック	米子市皆生温泉二丁目19 - 32	"
竹内内科医院	鳥取市本町五丁目202	"
ふれあいクリニックやざき	米子市米原九丁目3 - 10	平成14年4月10日
福部村診療所宮本医院	岩美郡福部村大字海士359 - 7	"
ふじせクリニック	米子市両三柳5840	平成14年4月15日
宮崎眼科クリニック	鳥取市永楽温泉町105 - 3	平成14年4月25日
山本泌尿器クリニック	米子市車尾305 - 5	平成14年5月1日

おくだこどもクリニック	鳥取市湖山町東三丁目67	"
加藤クリニック	米子市皆生三丁目6 - 32	平成14年6月7日
さくら歯科診療所	東伯郡泊村大字泊1204 - 1	平成14年4月1日
わたなべ歯科クリニック	西伯郡会見町天萬328 - 1	"
せいきょう歯科クリニック	鳥取市末広温泉町566	"
岸本歯科医院	八頭郡郡家町大字福本2 - 11	平成14年6月7日
いな薬局	西伯郡名和町大字富長749 - 3	平成14年4月1日
岩井整骨院	米子市西福原六丁目3 - 34	平成14年4月8日

**鳥取県告示第338号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年6月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人社団細田医院法勝寺内科クリニック	西伯郡西伯町大字法勝寺398	平成14年1月31日
竹内内科小児科医院	鳥取市本町五丁目202	平成14年3月31日
大家医院	鳥取市吉方町二丁目410	"
岡本医院	東伯郡大栄町大字由良宿552 - 2	"
メディカルストレスケア飯塚クリニック	西伯郡淀江町大字淀江1075	"
九里クリニック	西伯郡日吉津村大字日吉津1452 - 3	"
おくだこどもクリニック	鳥取市湖山町東三丁目67	平成14年4月30日
医療法人ワイエイオーラルヘルスセンターやまなか歯科クリニック	西伯郡会見町天萬328 - 1	平成14年3月31日
上村歯科医院	鳥取市弥生町134	平成14年4月30日

**鳥取県告示第339号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年6月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃止年月日
浜坂薬局	鳥取市浜坂二丁目8 - 16	平成14年4月30日

**鳥取県告示第340号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項の規定に基づき、指定医療機関の指定の辞退があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成14年 6月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞退年月日
井尻歯科医院	鳥取市雲山110 - 38	平成14年 3月31日

**鳥取県告示第341号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年 6月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 解除に係る保安林の所在場所

西伯郡名和町大字御来屋字河原田753の1（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

風害の防備

## 3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第342号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年 6月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 施行者の名称

気高町

## 2 都市計画事業の種類及び名称

気高都市計画下水道事業 気高町公共下水道

## 3 事業施行期間

平成5年12月14日から平成20年3月31日まで

（変更前 平成5年12月14日から平成19年3月31日まで）

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

削除する部分 気高郡気高町大字浜村字勝田谷口、字東濱、字北濱、字新屋敷、字家廻り下、字家廻り中、字八軒屋、字屋敷廻り、字前田、字小谷前、字猫石、字濱崎、字向田、字五反田、字八反田、字海老田、字長田、字西濱、字蛇谷、字四反田及び字新坂、大字勝見字砂山、字中沢、字湯尻、字大善部、字東山崎、字村屋敷、字御茶屋廻り、字御馬場ノ前、字寺ノ前、字御馬場ノ上、字杖抜、字杉谷口、字大沢、字西山崎、字湯鼻、字山崎、字長江、字福田尻、字長江越前、字大方、字乗御前口、字前田、字谷奥、字乗御前、字家向、字要害谷、字大畑ケ及び字家ノ上、大字八束水字屋敷、字前田和田、字鶴木板、字鶴木谷、字村屋敷、字砂邊、字短尾、

字西高下、字中新田、字新田西屋敷通上、字新田東屋敷通、字外新田東通、字外新田、字大東新田、字内新田、字新田西屋敷通下、字阪尻下ノ立、字鶴木坂口、字釜ノ口、字向山及び字姫路、大字下原字高下、字北四郎三田、字二本木、字堂ノ前、字村下ノ切、字家ノ前、字村上ノ切、字早稲田、字竹谷口、字地藏田、字前田、字門田、字八幡山、字下家ノ後、字上家ノ後及び字城ノ谷、大字八幡字宮ノ前、宮ノ後、字新田南立、字宮田、字狭間、字屋敷廻り、字嶋、字道ノ前、字上長江、字屋敷田、字合路、字川井田、字太田、字向田、字下長江及び字濱新田南立、大字日光字平磯、字西濱屋敷、字土手ノ下、字東濱中、字東濱屋敷廻り及び字西濱測道ノ上、大字下坂本字下矢口、字矢口及び字矢口平、大字宝木字母木高濱、字下母木新田、字母木新田、字和田新田、字下河原、字草屋新田、字文吉新田、字馬建ノ下、字馬建ノ上、字古川、字屋敷廻り、字西六畝田、字新町、字池田、字荒堀、字前田、字瀬戸田、字土居田、字流田、字イブクワ、字南谷、字北田、字上河原及び字西濱並びに北浜二丁目、北浜三丁目、北浜一丁目、新町一丁目、新町二丁目及び新町三丁目の各一部

(2) 使用の部分

追加する部分 気高郡気高町大字浜村字勝田谷口、字東濱、字北濱、字新屋敷、字家廻り下、字家廻り中、字八軒屋、字屋敷廻り、字前田、字小谷前、字猫石、字濱崎、字向田、字五反田、字八反田、字海老田、字西濱、字蛇谷及び字四反田、大字勝見字砂山、字中沢、字湯尻、字大善部、字東山崎、字村屋敷、字御茶屋廻り、字御馬場ノ前、字寺ノ前、字御馬場ノ上、字杖拔、字大沢、字西山崎、字湯鼻、字山崎、字長江、字福田尻、字長江越前、字大方、字乗御前口、字前田、字谷奥、字乗御前、字要害谷、字大畑ケ及び字中島、大字八束水字屋敷、字前田和田、字鶴木坂、字鶴木谷、字村屋敷、字砂邊、字短尾、字西高下、字中新田、字新田西屋敷通上、字新田東屋敷通、字外新田東通、字外新田、字大東新田、字内新田、字西坂ノ谷、字上中町、字城山、字魚見台、字荒神前及び字下中町、大字下原字高下、字北四郎三田、字二本木、字堂ノ前、字村下ノ切、字家ノ前、字村上ノ切、字早稲田、字竹谷口、字地藏田及び字関田、大字八幡字宮ノ前、宮ノ後、字新田南立、字宮田、字狭間、字屋敷廻り、字嶋、字道ノ前及び字下永江、大字日光字平磯、字西濱屋敷、字土手ノ下、字東濱中、字東濱屋敷廻り、字西濱測道ノ上、字小池、字東濱測及び字宮ノ下、大字下坂本字下矢口、字矢口平及び字濱崎、大字宝木字母木高濱、字下母木新田、字母木新田、字和田新田、字下河原、字草屋新田、字文吉新田、字馬建ノ上、字古川、字屋敷廻り、字西六畝田、字新町、字池田、字荒堀、字前田、字瀬戸田、字土居田、字流田、字イブクワ、字南谷、字北田、字上河原、字西濱、字母木坂及び字上長助新田並びに北浜一丁目、北浜二丁目、北浜三丁目、新町一丁目、新町二丁目及び新町三丁目の各一部

公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成14年6月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の期日

平成14年10月8日（火）及び同月9日（水）

## 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

## 3 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

(2) 筆記試験は、改良普及員として必要な教養、専門的技術及び知識に関する事項について、次の項目により行う。

必須項目	選択項目
教育概論 農業概論 (農業技術概論、農政事情、 農業経営及び生活経営)	作物 園芸 畜産 土壤肥料 植物病理 及び昆虫 農業機械及び施設 植物育種 生命工学 生物化学 食品化学及び食 品加工 マーケティング論 農業経済 家庭経済 会計学 労働科学 栄養学 建築及び住居 農村計画 生活福祉 社 会学 統計学及び情報処理

(3) 必須項目<sup>す</sup>についての筆記試験は、択一式又は記述式の試験(以下「択一・記述試験」という。)とする。

(4) 選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、受験者は、択一・記述試験にあつては2項目を、論文試験にあつては1項目を、それぞれ(2)の表の右欄に掲げる選択項目のうちから選択するものとする。この場合において、受験者は、択一・記述試験と論文試験とにおいて同一の項目を重複して選択することができるものとする。

(5) 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

## 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2第2項の大学(以下「短期大学」という。)を除く。)、都道府県立農業講習施設(短期大学において農業又は家政(生活を含む。以下同じ。)に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を受講資格とする修業年限が2年以上のものに限る。)若しくは財団法人農民教育協会鯉淵学園普及専攻科、農業経営科学科若しくは生活栄養科学科において、正規の課程を修めて卒業(大学院における修了を含む。以下同じ。)した者又はこれらの課程を修める者のうち試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者(財団法人農民教育協会鯉淵学園を卒業見込みの者にあつては、農業経営科学科普及専攻又は生活栄養科学科普及専攻の正規の課程を修める者に限る。)

(2) 短期大学、都道府県立農業講習施設((1)に掲げるものを除く。以下同じ。)、都道府県立蚕業講習所、都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条第1項第5号の事業を行うものとして設置されたものに限る。以下同じ。)若しくは学校法人自由学園最高学部2年課程において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は独立行政法人農業技術研究機構において園芸若しくは茶業に必要な学理及び技術の習得を目的として行う長期研修の研修課程を修了した者で、卒業又は研修課程修了後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年(農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年)以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業若しくは家政に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業又は家政に関する技術についての普及指導

(3) 短期大学、都道府県立農業講習施設、都道府県立蚕業講習所若しくは都道府県立農業者研修教育施設

養成部門において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者を入学又は入所資格とする教育機関において農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年(農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年)以上に達するもの

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(5) (1)から(4)に掲げる者と同等以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

注 1 外国にある学校を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

2 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業又は家政に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

3 注1又は注2の知事の認定を受けようとする者は、注1に規定する者にあつては履歴書及び最終学校卒業証明書、注2に規定する者にあつては履歴書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、注3の書類を審査し、相当と認めるときは、認定書を交付し、不相当と認めるときは、その旨を通知する。

#### 5 受験願書の受付期間

平成14年7月1日(月)から同月26日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とする。

なお、郵送による場合は、平成14年7月26日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課

#### 7 受験願書の添付書類

(1) 履歴書

(2) 受験資格を有する者であることを証明する書類

(3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもの)

#### 8 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外に居住する者は、その金額を現金書留で納付することができる。

(2) 既納の手数料は、還付しない。

#### 9 合格者の発表

試験に合格した者の氏名は、試験実施後1月以内に鳥取県公報及びインターネットのホームページ(とりネット)に掲載するとともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。

#### 10 その他

(1) 試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県農林水産部農政課並びに各地方農林振興局農業改良普及所及び日野総合事務所農林局日野農業改良普及所において交付するとともに、インターネットのホームページ(とりネット)により配信する。

なお、その交付を郵便により請求する場合は、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封するこ

と。

(3) 試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部農政課（電話0857 - 26 - 7273）に照会すること。

